

別添 2

毒物及び劇物の廃棄の方法に関する基準の改正

- 1 昭和 52 年 12 月 8 日薬発第 1416 号通知の別添 1 の目次中「13 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤、アセトンシアンヒドリン」を「13 削除」に改め、同通知の別添 1 の基準の品目の欄(品目の欄が上段と下段とに分かれている場合にあつてはその上段。以下同じ。)中、「13 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤」を「13 削除」に改め、同通知の別添 1 の「13 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤」の基準中品目の欄以外の欄を削る。
- 2 昭和 62 年 9 月 12 日薬発第 782 号通知の別添 2 の改正による改正後の基準の目次中「1 セレン並びにセレン化合物及びこれを含有する製剤、(気体のもの)セレン化水素、(水溶性のもの)亜セレン酸ナトリウム、亜セレン酸バリウム、二酸化セレン、(不溶性のもの-1)セレン、セレン化鉄、(不溶性のもの-2)硫セレン化カドミウム」を「1 削除」に改め、「2 砒素並びに砒素化合物及びこれを含有する製剤、砒素、(気体のもの-1)水素化砒素、(気体のもの-2)五塩化砒素、五弗化砒素、(液体のもの)三塩化砒素、三弗化砒素、(水溶性のもの)五酸化二砒素、三酸化二砒素(無水亜砒酸)、砒酸、砒酸水素二ナトリウム、(不溶性のもの)三硫化二砒素、四硫化四砒素、砒酸カルシウム」を「2 削除」に改め、「6 アンチモン化合物及びこれを含有する製剤、(気体のもの)水素化アンチモン(スチビン)、(液体のもの)五塩化アンチモン、(水溶性のもの-1)三塩化アンチモン、三弗化アンチモン、(水溶性のもの-2)酒石酸アンチモニルカリウム、(不溶性のもの)酸化アンチモン(Ⅲ)(酸化アンチモン(Ⅲ)を含有する製剤を除く。)」を「6 削除」に改め、「8 硅弗化水素酸(ヘキサフルオロケイ酸)塩類及びこれを含有する製剤、(水溶性のもの-1)硅弗化アンモニウム、硅弗化カリウム、硅弗化ナトリウム、硅弗化マグネシウム、(水溶性のもの-2)硅弗化亜鉛、硅弗化銅、硅弗化マンガン、(水溶性のもの)硅弗化バリウム」を「8 削除」に改め、「9 無機錫塩類、(液体のもの)、塩化第二錫(無水物)、(水溶性のもの-1)塩化第一錫、塩化第二錫・五水和物、弗化第一錫、硫酸第一錫、(不溶性のもの)ピロリン酸第一錫」を「9 削除」に改め、「14 硼弗化水素酸(テトラフルオロホウ酸)塩類、硼弗化アンモニウム、硼弗化カリウム、硼弗化ナトリウム、硼弗化マグネシウム、硼弗化リチウム」を「14 削除」に改め、同通知の別添 2

の改正による改正後の基準の品目の欄中「1 セレン並びにセレン化合物及びこれを含有する製剤」を「1 削除」に改め、「2 砒素並びに砒素化合物及びこれを含有する製剤」を「2 削除」に改め、「6 アンチモン化合物及びこれを含有する製剤」を「6 削除」に改め、「8 砒化水素酸（ヘキサフルオロケイ酸）塩類及びこれを含有する製剤」を「8 削除」に改め、「9 無機錫塩類」を「9 削除」に改め、「14 砒化水素酸（テトラフルオロホウ酸）塩類」を「14 削除」に改め、同通知の別添2の改正による改正後の基準の「1 セレン並びにセレン化合物及びこれを含有する製剤」、「2 砒素並びに砒素化合物及びこれを含有する製剤」、「6 アンチモン化合物及びこれを含有する製剤」、「8 砒化水素酸（ヘキサフルオロケイ酸）塩類及びこれを含有する製剤」、「9 無機錫塩類」、「14 砒化水素酸（テトラフルオロホウ酸）塩類」の基準中品目の欄以外の欄を削る。

- 3 新たな基準を次のように定める。なお、別添1の基準の前文については、新たな基準についても適用する。